

払込金受領証の取扱いについて

支出の目的が記載されていない払込取扱票を用いて公共料金等を金融機関で支払った場合に、当該金融機関から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）は、代理受領契約の有無によって必要記載事項に不備のある領収書等か振込明細書のいずれかとなり、政治資金監査における確認の方法が異なることとなる。

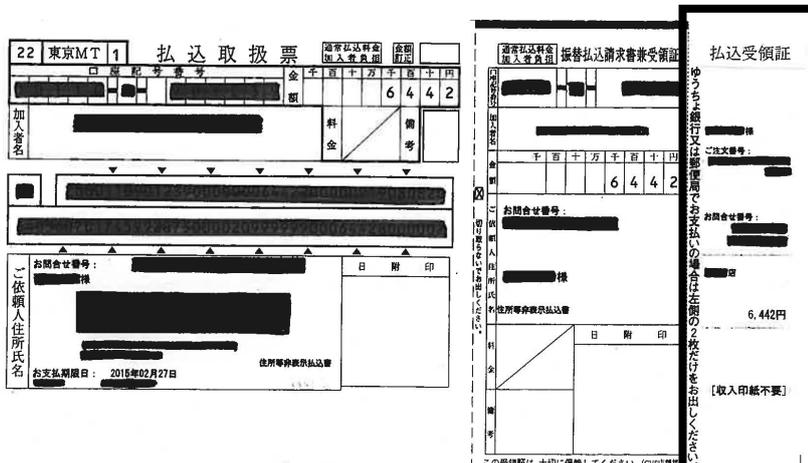
しかしながら、代理受領契約の有無については払込金受領証上には明示されておらず、登録政治資金監査人はもとより会計責任者においても外形的に判別することはできない。

平成26年度第6回委員会においては、この場合にどのように政治資金監査を行えばよいのか登録政治資金監査人が判断できないという問題に対して、委員会としてどのような対応をとるべきか検討を行った。

(支出の目的が記載されている払込金受領証の例)



(支出の目的が記載されていない払込金受領証の例)



※支払い先によって受け取る部分が異なる場合がある。

1 政治資金監査の方法

政治資金監査においては、その年における国会議員関係政治団体の全ての支出が記載された会計帳簿と、領収書等などの支出の裏付けとなる書面とを突合し、それらの記載事項が整合的であるかどうかを確認することとなる。会計帳簿と突合を行う書面は、以下のとおり。

(1) 領収書等があった場合

登録政治資金監査人は、会計帳簿と全ての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認することとなる。（政治資金監査マニュアルV. 2. 3）

政治資金規正法における領収書等とは、支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面をいう。

(2) 領収書等を徴し難い事情があった場合

国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の全ての支出について領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない。（政治資金監査マニュアルV. 4. (1) 27）

領収書等を徴し難い事情があった支出については、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した当該支出に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書

（以下「徴難明細書」という。）を確認する。（政治資金監査マニュアルV. 4. (1) 28）

なお、領収書等を徴し難かった場合のうち、振込みの方法による支出の場合で、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日が記載されたもの（以下「振込明細書」という。※の例を参照）及び当該振込明細書に係る支出目的書（以下「支出目的書」という。）が提出された場合は、振込明細書及び支出目的書により確認する。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も含む。）は、当該振込明細書の写しを支出目的書に代えることができる。（政治資金監査マニュアルV. 4. (2) 31）

(3) 会計帳簿と突合を行う書面がなかった場合

(1) 及び(2)に該当しない場合、つまり領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、徴難明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）があった場合は、これらの支出が記載された領収書等亡失等一覧表の提出を会計責任者に求める。（政治資金監査マニュアルV. 2. (2) 8）

なお、必要記載事項に不備のある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認する。

また、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「領収書等に係る請求書等」という。）が領収書等と一体として保存され、会計責任者から示された場合には、当該領収書等と当該領収書等に係る請求書等とを併せて会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認する。（政治資金監査マニュアルV. 2. (4) 18）

その結果、整合的であることを確認できた場合には、領収書等亡失等一覧表に記載することを求めない。（政治資金監査マニュアルV. 2. (2) 9）

※振込明細書の例

ご利用明細 [] 銀行
 ご了承くださいありがとうございます

年月日	取扱店番	お取引内容
260715	[]	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
[]	[]	[]
		口座番号
		[]
*****		お取引金額
*****		¥22,900
お振込み で正しい場合		残高

平均.32	取引回数108	おつり
[] 銀行		
[] 支店		
普通 [] 様		
[] 様		

お振込先・お受取人
ご依頼人

(中略)

【支出の金額、年月日が記載された（支出の目的が記載されていない）払込金受領証の取扱い】

支払い方法	代理受領契約	払込金受領証の性質	政治資金監査の際に確認する書面	政治資金監査の方法
コンビニでの支払い	有	必要記載事項の記載不備がある領収書等	当該払込金受領証（及び請求書） ※徴難明細書でも可	1（3）のとおり ※徴難明細書の場合は 1（2）のとおり
金融機関での支払い	有	必要記載事項の記載不備がある領収書等	当該払込金受領証（及び請求書） ※徴難明細書でも可	1（3）のとおり ※徴難明細書の場合は 1（2）のとおり
	無	振込明細書	①徴難明細書、 ②当該払込金受領証及び支出目的書、 のいずれでも可	1（2）のとおり
ゆうちょ銀行での支払い	無	振込明細書	①徴難明細書、 ②当該払込金受領証及び支出目的書、 のいずれでも可	1（2）のとおり

(中略)

(2) 金融機関及び公共料金等の事業者への調査結果

(1) のとおり、代理受領契約の有無によって政治資金監査の方法は異なることとなるため、金融機関及び公共料金等の事業者に対して代理受領契約の有無、第三者による確認の可否等について聞き取りを行ったところ、以下のような結果となった。

①金融機関

- 公共料金については事業者と代理受領契約を締結している場合が多いが、

必ずしも全ての事業者と代理受領契約を締結しているわけではない。

- ・ 代理受領契約の有無によって支払い方法等が異なるものではなく、支払者が代理受領契約の有無を外形的に知ることはできない。
- ・ 支払者が金融機関の窓口等で代理受領契約の有無について問い合わせても、回答に時間を要する場合や、事業者との契約に関する内容であるため回答を得られない場合がある。
- ・ ゆうちょ銀行については、事業者と代理受領契約を締結してはいない。(法令により、国・地方公共団体とは契約を締結する場合がある。)

②公共料金等の事業者

- ・ 金融機関と代理受領契約を締結するかは事業者側の事情によるものであり、全ての事業者が代理受領契約を締結しているわけではない。
- ・ 金融機関と代理受領契約を締結している事業者であっても、ゆうちょ銀行とは代理受領契約を締結していない場合がある。

①、②より、公共料金等を支払う場合には、同じ払込取扱票でも支払先の金融機関によって、払込金受領証が必要記載事項に不備のある領収書等に該当するか振込明細書に該当するかが異なる場合があり、非常に分かりづらい状況にある。

(平成26年度第6回委員会 委員限り資料Cより抜粋)

前回の委員会では、事務局が示した2つの対応案について議論を行ったところであり、各対応案の概要とそれらに対する意見を示せば以下のとおりである。

前回委員会において示した対応案

- (案1) 登録政治資金監査人から問い合わせがあった場合に、領収書等を徴し難い事情に該当する場合があると考えられる旨を示す。
- (案2) 政治資金監査マニュアルで認められている方法のうちいずれか1つに定める(若しくはどちらを用いても差し支えないものとする)。(例えば、振込明細書の場合における支出の目的の確認方法(支出目的書により確認する。)と同様の方法とする。)

前回委員会における主な議論

【対応案について】

- ・ 代理受領契約の有無は、政治団体はもとより登録政治資金監査人においても確認できないものであるなら、それを基にした取扱いを求めることは困難ではないか。
- ・ 政治資金規正法上、必要記載事項に不備がある場合には、代理受領

契約があっても当該書面は領収書等には該当しないのであり、政治資金監査上でそれをどのように補完し、確認するかが問題なのであって、代理受領契約の有無によって政治資金監査上の取扱いを変える必要はないのではないかと。

- これまでも政治資金監査上では、支出の相手方から徴した必要記載事項に不備のある領収書等について、当該支出の内容を示す請求書等がある場合にそれらと併せて会計帳簿の記載事項と整合的かどうかを確認すること等を認めており、3事項の一部が記載されていない書面や請求書等といった政治団体以外の者が作成した書類があるのであれば、それらの書類を活用すべきである。

【その他について】

- 領収書等については、政治資金規正法上（法第11条第1項）に規定されていないものの、これまでの解釈では支払いを受ける権限を有する者（＝支出の相手方）から徴した書面であることが求められてきた。しかし、支出の相手方から徴した書面でなくとも、政治団体以外の者が作成・交付した書面であれば政治団体が支出したという事実は証しているものと考えられ、代理受領契約がなかったとしても3事項が記載されている場合には、当該書面はその他の支出を証すべき書面（＝領収書等）に該当すると考えることはできないか。

これまでの解釈について、（その変更や明確化も含めて）現実に即した取扱いを検討してはどうか。

このような前回委員会での議論を踏まえ、政治資金監査上の問題点の解消を図るだけでなく、政治資金規正法上の領収書等や振込明細書の取扱いの見直しも含めた対応案について、検討することとする。

1 現行の取扱い

対応案の検討に当たって、現行の領収書等と振込明細書の取扱いを整理すれば、以下のとおりとなる。

（1）法令上の取扱い

政治資金規正法では、「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」（＝領収書等）を徴さなければならないとされているが、この領収書等は、法第9条第1項第2号及び法第12条第1項第2号にいう、「支出を受けた者」から徴すべきものであると解されている。

一方、振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金

額を受け取ったことを証する書面にすぎず、「支出を受けた者」から徴した書面ではないこと、一般的に支出の目的が記載されていないことから、領収書等には該当しないものとされている。

【国会議員関係政治団体の収支報告の手引き（平成24年12月改訂）より抜粋】

Q4 振込みの方法により支出した場合、金融機関から交付される振込明細書は、領収書等には該当しますか。

A4 金融機関から交付される振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎず、「支出を受けた者」からの領収書には該当しない。

また、金融機関から交付される振込明細書は、領収書等の定義である「当該支出の目的、金額、年月日を記載したその他の支出を証すべき書面」という要件のうち、一般的に「支出の目的」が記載されていないことから「領収書等」に該当しません。(以下略)

【政治資金監査マニュアルV.2.(2).7】

なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。

振込明細書に支出の目的が記載されている場合、会計責任者は当該振込明細書の写しを収支報告書に併せて提出すれば足り、領収書等と振込明細書とで取扱いに実質的な差異はない。

一方、振込明細書に支出の目的が記載されていない場合には、会計責任者は、振込明細書に係る支出目的書を作成するか、当該振込明細書に支出の目的を追記する必要がある。

なお、政治資金規正法上の領収書等及び振込明細書に関して会計責任者に課されている義務等を整理すれば、以下のとおりである。

【領収書等及び振込明細書に係る政治資金規正法上の義務等】

義務等の種類	領収書等	振込明細書
書面の徴収義務	あり 法第11条第1項、第19条の9	なし
書面の会計責任者への送付義務	あり 法第11条第2項、第19条の9	あり 法第11条第2項、第19条の9
書面の写しの提出義務	あり 法第12条第2項、第17条第4項、第19条の10	あり 法第12条第2項、第17条第4項、第19条の10

書面の保存義務	あり 法第16条第1項、第19条の11第2項	あり 法第16条第1項、第19条の11第2項
提出命令に基づく書面の写しの提出義務	あり 法第19条の16第6項	あり 法第19条の16第6項
義務違反時の罰則	あり 法第24条第3号(徴収、送付、虚偽記入)、同条第4号(保存)、同条第5号(虚偽記入)、第25条第1号(提出)、同条第3号(虚偽記入)	あり 法第24条第3号(送付、虚偽記入)、同条第4号(保存)、同条第5号(虚偽記入)、第25条第1号(提出)、同条第3号(虚偽記入)

※ 下線は領収書等についてのみ適用されるもの。

(2) 政治資金監査上の取扱い

領収書等又は支出の目的が記載された振込明細書の場合、政治資金監査上は当該書面で確認すれば足りるという点で、両者の取扱いに実質的な差異はない。

一方、必要記載事項に不備のある領収書等又は振込明細書に支出の目的が記載されていない場合には、確認の方法が異なることとなる(必要記載事項に不備のある領収書等については発行者情報又は請求書等と併せて確認、振込明細書については振込明細書に係る支出目的書又は当該振込明細書に支出の目的の追記を求めて確認)。

なお、上記(1)及び(2)を表にまとめれば、以下のとおりとなる。

(現行の取扱い)

支払先	代理受領契約	政治資金規正法上の取扱い			政治資金監査上の取扱い	
		書面の性質	支出の目的あり	支出の目的なし	支出の目的あり	支出の目的なし
コンビニ	有	領収書等	当該書面の写しを提出等	徴収明細書を作成等 ※ 徴収事由ありと判断した場合	当該書面を確認	当該書面+請求書等を確認(合わせ技) ※ 徴収明細書がある場合、徴収明細書も確認
金融機関	有	領収書等	当該書面の写しを提出等	徴収明細書を作成等 ※ 徴収事由ありと判断した場合	当該書面を確認	当該書面+請求書等を確認(合わせ技) ※ 徴収明細書がある場合、徴収明細書も確認
	無 (※)	振込明細書	①当該書面の写しを提出等 ②徴収明細書を作成等 のいずれでも可	①当該書面の写し+支出目的書を提出等 ②徴収明細書を作成等 のいずれでも可	①当該書面を確認 ②徴収明細書を確認 のいずれでも可	①当該書面+支出目的書を確認 ②徴収明細書を確認 のいずれでも可

(※) ゆうちょ銀行については、聞き取りの結果、事業者と代理受領契約を締結していないことが確認できたため、金融機関で代理受領契約が無い場合に該当することとなる。

2 対応案

1で述べたとおり、払込金受領証については、代理受領契約の有無により領収書等又は振込明細書に分類され、政治資金規正法上の取扱い及び政治資金監査上の取扱いが異なることとなるが、払込金受領証の記載事項からは代理受領契約の有無を判別することはできない。

そのため、払込金受領証の取扱いに関し、政治資金規正法上の取扱いの見直しも含めた対応案として以下のものが考えられる。

- 案1（政治資金監査上の取扱いを明確化：代理受領契約の有無が外形的に判別できない場合、政治資金監査上は振込明細書として取り扱う）

払込取扱票を用いて公共料金等を金融機関で支払った場合において、代理受領契約の有無が判別できない場合には、政治資金監査においては払込金受領証を振込明細書として取り扱う。

（考え方）

- ・ 外形的に判別できない以上、代理受領契約の有無に基づいた取扱いとすべきでない。
- ・ 必要記載事項に不備のある領収書等について現行認められている、領収書等に係る請求書等を用いた確認と同様に、監査の実態を踏まえて政治資金監査における確認の方法を追加することは可能。
- ・ 政治団体以外の者が作成した書類がある場合に、それらによって支出の状況を確認することを可能とする対応は、これまでの委員会の考え方に沿ったものである。

（留意点）

- ・ 政治資金監査上での取扱いにかかわらず、会計責任者は、代理受領契約の有無により法令上の書面の作成義務等が異なることに変わりはない。
- ・ 政治資金監査上では異なる取扱いとすることにより、政治資金規正法上の取扱いが徹底されなくなること等が懸念される。

- 案2-1（支出の目的が記載されていない場合に限り、払込金受領証の政治資金規正法上の取扱いを振込明細書に統一）

払込取扱票を用いて公共料金等を金融機関で支払った場合において、金融機関から受領した払込金受領証に支出の目的が記載されていない場合には、代理受領契約の有無にかかわらず、当該払込金受領証を振込明細書として取り扱う。

(考え方)

- ・ 政治資金規正法上、振込明細書は「金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの」とされており、金融機関で支払った場合の払込金受領証は、代理受領契約の有無にかかわらずこの要件を満たしているものと考えられる。
- ・ 政治団体以外の者が作成した書類がある場合に、それらによって支出の状況を確認することを可能とする対応は、これまでの委員会の考え方に沿ったものである。
- ・ 金融機関のATMを利用して振込みを行った場合に発行される書面については、一般的に政治資金規正法上の振込明細書として取り扱われているが、代理受領契約の有無によっては不備のある領収書等に該当する場合も想定されるところであり、払込金受領証をこれと同様に扱うことも可能なのではないか。

(留意点)

- ・ 振込明細書は、代理受領権限のない金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面であることを前提としてきたこれまでの説明の変更が必要となる（例えば、国会議員関係政治団体の収支報告の手引きの記載）。
- ・ 代理受領権限がある場合には、支出の目的の記載の有無によって払込金受領証の性質が異なることとなってしまう（例えば、払込金受領証を亡失した場合、支出の目的が記載されていれば領収書等の亡失となり、政治資金監査上は領収書等亡失等一覧表への記載を求めることとなる一方、支出の目的が記載されていなければ振込明細書の亡失となるため、徴難明細書の保存等について確認すればよい）。
- ・ 政治団体以外の者が作成した書類がある場合に、それらによって支出の状況を確認することを可能とする対応がこれまでの委員会の考え方に沿ったものであり、対応案について登録政治資金監査人等へ周知する際には、徴難明細書でなく払込金受領証が保存されるよう併せて周知するという点に留意する必要がある。

○ 案2-2（払込金受領証の政治資金規正法上の取扱いを振込明細書に統一）

払込取扱票を用いて公共料金等を金融機関で支払った場合には、代理受領契約及び支出の目的の記載の有無にかかわらず、払込金受領証を振込明細書として取り扱う。

(考え方)

- ・ コンビニで支払った場合は領収書等、金融機関で支払った場合は振込明細書と、支払い場所で区分するとした方が外形的に判別できない代理受領契約の有無によって区分するよりも明確で分かりやすい。
- ・ 政治資金規正法上、振込明細書は「金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの」とされており、金融機関で支払った場合の払込金受領証は、代理受領契約の有無にかかわらずこの要件を満たしているものと考えられる。

(留意点)

- ・ 支出の目的が記載されていて代理受領契約もあるため、払込金受領証が政治資金規正法上の領収書等に該当する場合がある。この場合、領収書等の徴収義務を課し、領収書等を徴し難い事情がある場合に限り徴難明細書や振込明細書の提出等を認めている政治資金規正法第11条第1項の趣旨に照らすと疑問がある。
- ・ 政治団体以外の者が作成した書類がある場合に、それらによって支出の状況を確認することを可能とする対応がこれまでの委員会の考え方に沿ったものであり、対応案について登録政治資金監査人等へ周知する際には、徴難明細書でなく払込金受領証が保存されるよう併せて周知するという点に留意する必要がある。

【参考】

前回の委員会では、政治資金規正法上の領収書等の定義の見直しに関する意見も示されたところであるが、この点に関しては、過去の委員会においても議論を行ってきており、第1期及び第2期の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）においても言及している問題でもある。

参考までに、第1期取りまとめの検討の方向性等を示せば、以下のとおりである。

4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項

(1) 「領収書等」の必要記載事項

○ 検討の方向性

- (Ⅱ) 単一の書面に必要記載事項のすべては記載されていない場合、これらについて記載のある請求書等他の書面と併せて支出を証すべき書面として取り扱うことについて

支出の目的の記載に欠けた領収書も多く作成、流通している実態が存在し、税法でも、課税控除の対象となる支出について、領収書等のみではなく、より広い範囲の複数の書面で必要記載事項を確認することを認めている。

したがって、当委員会では、政治資金監査上の取扱いとして、支出の目的が記載されていない領収書等について、当該領収書等の発行者情報を含む領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性がとれている場合は、支出状況の確認に活用できる旨の見解を示したところであるが（参考資料5参照）、さらに政治資金規正法上も、一の書面にすべての事項が記載されていない場合、一律に領収書等が存在しないものとして扱うのではなく、当該書面と相互の関係性を確認でき、かつ当該書面と併せて領収書等と同程度に支出の実在性を担保できる書面で必要記載事項が補完的に確認できる場合には、両書面を合わせて領収書等として扱い、国民の監視と批判の下に置くという取扱いも想定される。

一方で、税法における証拠書類が事業者において保存しておくべき書類であるのに対し、政治資金規正法における領収書等は、政治団体において保存しておくだけにとどまらず、政治団体がその写しを総務省又は都道府県選挙管理委員会に収支報告書と併せて又は少額領収書等の写しの提出命令に応じて提出し、総務省又は都道府県選挙管理委員会が、その提出された写しを保存し、情報公開請求や少額領収書等の写しの開示請求に応じて公開することが必要となるものである。したがって、提出・保存書類の増加による関係者の事務負担の増大等の観点に留意する必要がある。

政治資金監査は、支出に係る関係書類の記載が整合的であるかどうかを外形的・定型的に確認するものであることから、当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、必要記載事項に不備のある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者から示された場合には、これらの書面の記載事項を併せて支出の状況の確認に活用できることとしたところである。

さらに進んで、法律上の取扱いとして、会計責任者に徴収、保存、提出義務が課される領収書等について、単一の書面に必要記載事項が記載されていない場合、必要記載事項を補完する他の書面と併せた複数書面でもよいとするることについては、関係者の事務負担、国民の目から見た透明性の確保といった観点に留意しつつ、検討を行っていくことが適当である。

なお、その際には、登録政治資金監査人から、振込明細書についても支出目的が請求書等で確認できれば足りるのではないかとする意見が多く寄せられていることも踏まえ、併せて検討を行っていくことが適当である。

(第1期取りまとめより抜粋)

【第2期取りまとめに向けた委員会での議論における指摘等】

- ・ 政治資金規正法（以下「法」という。）上の支出の定義から約束ベースの支出が除かれている中で、請求書や見積書を「支出を証すべき書面」として解釈することは困難。
- ・ 支出の目的が記載されていない領収書等があれば、支出の目的を記載した書面を併せて提出させることとする制度改正は考えられないか。
- ・ 領収書等を厳格にとらえるのではなく領収書等をできるだけ提出させ、支出の事実を証明させるというのが向かうべき方向性であり、この方向性も探るべき。
- ・ 罰則がかかる領収書等の徴収・保存義務の対象書類を明確にしておくことが必要。

4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項

(1) 「領収書等」の必要記載事項

○ 検討の方向性

(Ⅱ) 支出の目的の記載に欠ける領収書等の活用について

法律上の取扱いとして、会計責任者に徴収、保存、提出義務が課される「領収書等」について、単一の書面に必要記載事項のすべてが記載されていない場合、必要記載事項に関し不備のある領収書等を、請求書等必要記載事項の内容を補完的に確認できる他の書面と合わせて支出を証すべき書面として取り扱

うことについては、関係者の事務負担、国民の目から見た透明性の確保といった観点に留意しつつ検討を行っていくこととした。

○ 対応の方向性

(Ⅱ) 支出の目的の記載に欠ける領収書等の活用について

政治資金監査上の取扱いとして、必要記載事項に関し不備のある領収書等を、請求書等必要記載事項の内容を補完的に確認できる他の書面と合わせて支出を証すべき書面として取り扱うことができるとしていることにより、支出の実在性の担保が図られてきていることから、引き続きこの運用を続けることとするのが適当であると考えられる。

(第2期取りまとめより抜粋)

(参考) 各対応案によった場合の変更内容 (イメージ)

(現行)

支払先	代理受領契約	政治資金規正法上の取扱い			政治資金監査上の取扱い	
		書面の性質	支出の目的あり	支出の目的なし	支出の目的あり	支出の目的なし
コンビニ	有	領収書等	当該書面の写しを提出等	徴収明細書を作成等 ※ 徴収事由ありと判断した場合	当該書面を確認	当該書面+請求書等 を確認 (合わせ技) ※ 徴収明細書がある場合、徴収明細書も確認
金融機関	有	領収書等	当該書面の写しを提出等	徴収明細書を作成等 ※ 徴収事由ありと判断した場合	当該書面を確認	当該書面+請求書等 を確認 (合わせ技) ※ 徴収明細書がある場合、徴収明細書も確認
	無	振込明細書	①当該書面の写しを提出等 ②徴収明細書を作成等 のいずれでも可	①当該書面の写し+支出目的書を提出等 ②徴収明細書を作成等 のいずれでも可	①当該書面を確認 ②徴収明細書を確認 のいずれでも可	①当該書面+支出目的書を確認 ②徴収明細書を確認 のいずれでも可

(案1) 政治資金監査上の取扱いを明確化：代理受領契約の有無が外形的に判別できない場合、政治資金監査上は振込明細書として取り扱う

支払先	代理受領契約	政治資金規正法上の取扱い			政治資金監査上の取扱い	
		書面の性質	支出の目的あり	支出の目的なし	支出の目的あり	支出の目的なし
コンビニ	有	領収書等	当該書面の写しを提出等	徴収明細書を作成等 ※ 徴収事由ありと判断した場合	当該書面を確認	当該書面+請求書等 を確認 (合わせ技) ※ 徴収明細書がある場合、徴収明細書も確認
金融機関	有	領収書等	当該書面の写しを提出等	徴収明細書を作成等 ※ 徴収事由ありと判断した場合	当該書面を確認	当該書面+請求書等 を確認 (合わせ技) ※ 徴収明細書がある場合、徴収明細書も確認
	判別不明	(政治資金監査上で振込明細書と取り扱う)	?	?	①当該書面を確認 ②徴収明細書を確認 のいずれでも可	①当該書面+支出目的書を確認 ②徴収明細書を確認 のいずれでも可
	無	振込明細書	①当該書面の写しを提出等 ②徴収明細書を作成等 のいずれでも可	①当該書面の写し+支出目的書を提出等 ②徴収明細書を作成等 のいずれでも可	①当該書面を確認 ②徴収明細書を確認 のいずれでも可	①当該書面+支出目的書を確認 ②徴収明細書を確認 のいずれでも可

(案2-1) 支出の目的が記載されていない場合に限り、払込金受領証の政治資金規正法上の取扱いを振込明細書に統一

支払先	代理受領契約	政治資金規正法上の取扱い			政治資金監査上の取扱い	
		書面の性質	支出の目的あり	支出の目的なし	支出の目的あり	支出の目的なし
コンビニ	有	領収書等	当該書面の写しを提出等	徴収明細書を作成等 ※ 徴収事由ありと判断した場合	当該書面を確認	当該書面+請求書等を確認(合わせ技) ※ 徴収明細書がある場合、徴収明細書も確認
金融機関	有	目的あり -領収書等 目的なし -振込明細書	当該書面の写しを提出等	①当該書面の写し+支出目的書を提出等 ②徴収明細書を作成等のいずれでも可	当該書面を確認	①当該書面+支出目的書を確認 ②徴収明細書を確認のいずれでも可
	無	振込明細書	①当該書面の写しを提出等 ②徴収明細書を作成等のいずれでも可	①当該書面の写し+支出目的書を提出等 ②徴収明細書を作成等のいずれでも可	①当該書面を確認 ②徴収明細書を確認のいずれでも可	①当該書面+支出目的書を確認 ②徴収明細書を確認のいずれでも可

(案2-2) 払込金受領証の政治資金規正法上の取扱いを振込明細書に統一

支払先	代理受領契約	政治資金規正法上の取扱い			政治資金監査上の取扱い	
		書面の性質	支出の目的あり	支出の目的なし	支出の目的あり	支出の目的なし
コンビニ	有	領収書等	当該書面の写しを提出等	徴収明細書を作成等 ※ 徴収事由ありと判断した場合	当該書面を確認	当該書面+請求書等を確認(合わせ技) ※ 徴収明細書がある場合、徴収明細書も確認
金融機関	有	振込明細書	①当該書面の写しを提出等 ②徴収明細書を作成等のいずれでも可	①当該書面の写し+支出目的書を提出等 ②徴収明細書を作成等のいずれでも可	①当該書面を確認 ②徴収明細書を確認のいずれでも可	①当該書面+支出目的書を確認 ②徴収明細書を確認のいずれでも可
	無	振込明細書	①当該書面の写しを提出等 ②徴収明細書を作成等のいずれでも可	①当該書面の写し+支出目的書を提出等 ②徴収明細書を作成等のいずれでも可	①当該書面を確認 ②徴収明細書を確認のいずれでも可	①当該書面+支出目的書を確認 ②徴収明細書を確認のいずれでも可